

地域雇用創造推進事業

自発雇用創造地域において、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託する。

事業内容

事業構想は地域の意欲と創意工夫により策定・提案されるものであり、以下のメニューはあくまでも例示

《雇用拡大メニュー》

- ・ 中核的・専門的人材の誘致活動
- ・ 創業や雇用拡大等に伴う労務管理についての研修・相談
- ・ 専門家等によるセミナー
- ・ 中小企業の雇用高度化を目的とする有識者・コンサルタント等による経営上の相談

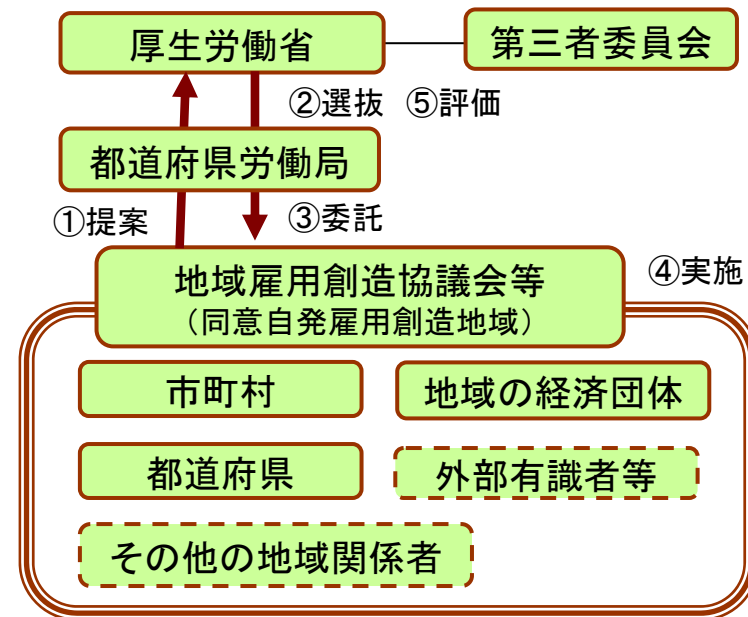
《人材育成メニュー》

- ・ 地域内外の講師による研修
- ・ 職場体験講習
- ・ 国内外派遣による中核的・専門的人材の育成
- ・ 管理職その他の戦略人材として育成するための専門的な知識・技能の付与等を目的とする研修

《就職促進メニュー》

- ・ 求人情報の収集
- ・ 研修や就職に資する情報の提供
- ・ 求職者等への相談の実施

実施スキーム



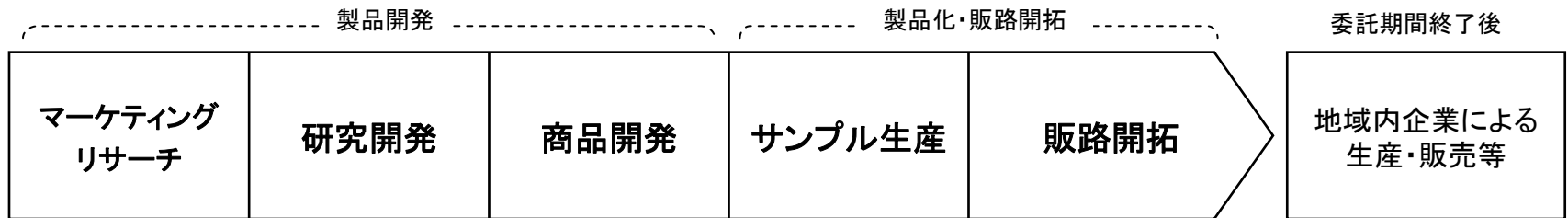
事業規模

- ・ 委託額は1地域あたり2億円(都道府県が中心となり広域の地域で取り組む場合は3億円)を上限、同一地域における事業期間は3年度上限

地域雇用創造実現事業

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会へ委託する。(実施期間3年以内)(1地域各年度5千万円を上限)

《想定される事業例》 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業



※ 雇用創造効果のイメージ

地域雇用創造協議会

パッケージ事業による
人材の育成

雇い入れ

地域雇用創造実現事業による
・地域ブランド商品の開発
・販路開拓

波及的な雇用創造効果

地域内外で
商品を販売

製造業、小売業等で
雇用機会が増大

地域イメージが向上
観光客等が増加

観光業、飲食業等で
雇用機会が拡大

○ 事業の実施方法

協議会は事業の一部を民間団体等に再委託することができる。

○ 事業の実施要件

- ・ 協議会又は協議会より事業の一部を再委託された民間団体等(再委託事業者)が、事業に従事させるために雇い入れた地域求職者(対象労働者)に従事させることにより実施するものであること。
- ・ 事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者の割合が2分の1以上であること。
- ・ 事業に要する経費の総額に占める人件費の割合が2分の1以上であること 等

○ 対象労働者の要件

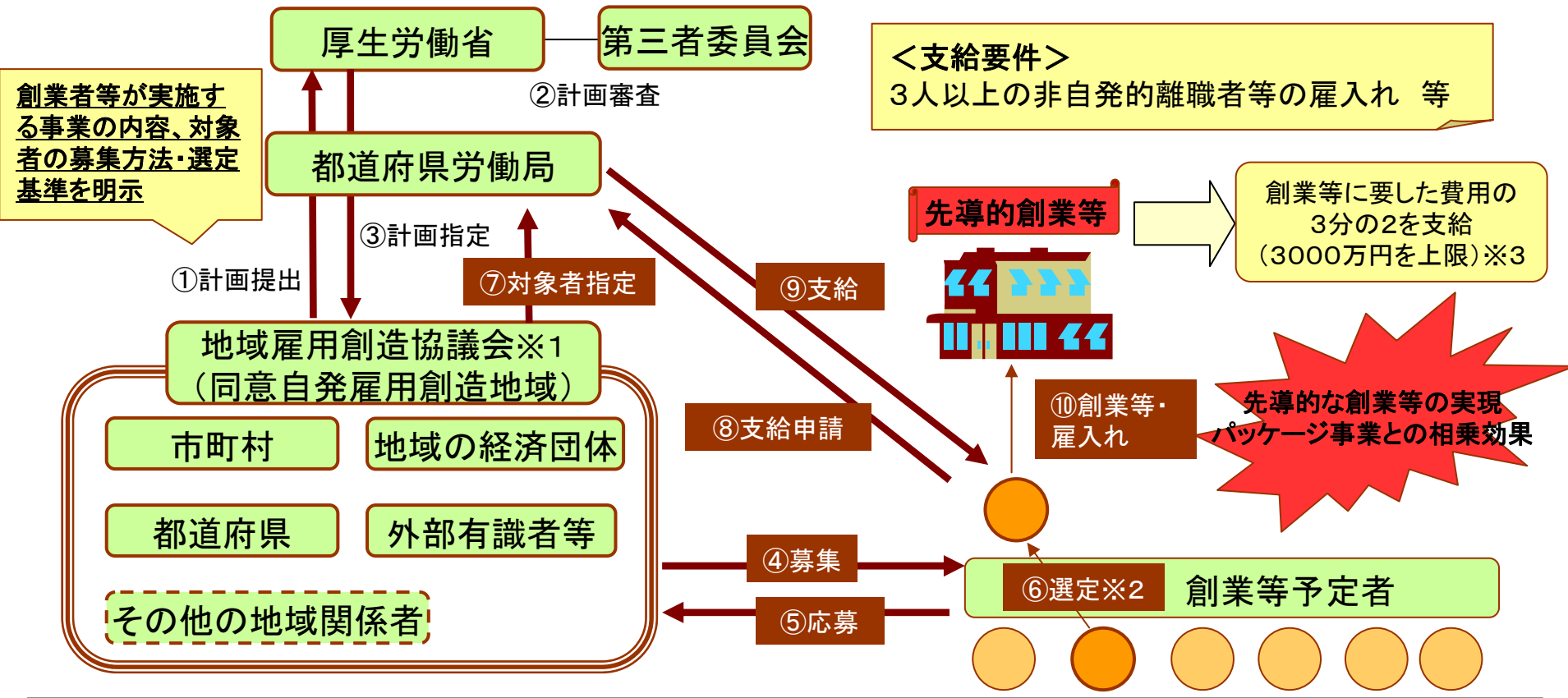
- ・ 対象労働者は、1週間の所定労働時間が概ね40時間の労働者又は再委託事業に雇用される通常の労働者と1週間の所定労働時間が同じ労働者。
- ・ 雇用契約は事業の実施期間を上限とした1年以上の有期雇用契約。(再委託事業者が事業終了後、継続して雇用する場合は、期間の定めのない契約が可能。)

○ 事業の実施状況等の確認

- ・ 対象労働者の雇い入れ状況、事業費に占める人件費の割合を確認。要件を満たしていない場合、原則として事業を中止。
- ・ 各年度ごとに事業の進捗状況を確認。目的の達成が見込めない場合、原則として事業を中止。

雇用創造先導的創業等奨励金

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会が作成した事業の実施計画に基づき、地域求職者を雇い入れ、新たに地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に対し、事業を開始するために要した費用の一部を助成する。



※1 新たにパッケージ事業を実施する地域(事業構想に当該奨励金の対象者に対する支援策を盛り込んだ地域)を支給対象地域とする

※2 協議会がパッケージ事業により必要な能力等を付与した創業等予定者の中から1者のみ選定し、支給対象者として指定する。

※3 創業等開始後、6月ごとに支給額の1/3(第1回、第2回)、1/6(第3回、第4回)を支給する。

○ 想定される事業例

- ・ 商店街で賑わい拠点となる屋台村や朝市等の複合物販施設を運営する事業
(→商店街の集客力が増加し、商店街全体で雇用機会が増大。)
- ・ 商店が存在しない山間部等で地域内の生産者が生産する商品等を委託販売するコミュニティ・ショップを運営する事業
(→地域で委託販売する商品を製造する者の創業等を促進し、地域全体で雇用機会が増大。)

○ 助成対象となる費用

- ・ 事業の開始に必要な手続き等のために要した費用
(法人の設立登記、就業規則の策定、各種許認可の手続き等に要した費用。)
- ・ 創業者等又は創業者等が雇用する労働者の教育訓練等に要した費用
(教育訓練、資格取得、キャリア・コンサルティング等のために要した費用。)
- ・ 事業を実施するために必要な施設の整備等に要した費用
(事業に必要な不動産(土地を除く。)、設備、機器、営業権等を取得又は賃借するために要した費用。)
- ・ 労働者を雇用するために要した費用 等
(労働者の募集や採用に要した費用、労働者の賃金(創業後6月以内のものに限る。)等。)

○ 不支給要件

- ・ 支給申請期間中に雇用する労働者の数が3人未満となった場合。
- ・ 雇用する労働者を解雇(労働者の責めに帰すべき場合を除く。)した場合 等